

障害者差別解消法施行契機にUD先進国実現へ

◆ 禁止する差別は「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「障害者差別解消法」が、2016年4月より施行される。対象となるのは、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などで、同法では「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別になる。

例えば「車いす利用者であることを理由に入場を断る」「必要ではないのに介助者の同行を求める」といった対応は、「不当な差別的取扱い」とされ、公的機関、民間事業者とも禁じられる。「合理的配慮」とは、例えば車いすの利用者が乗り物に乗るときに手助けをすることや、窓口で障害のある利用者の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談など）で対応することだ。「合理的配慮」は公的機関には義務づけられ、民間事業者には努力義務になる。

◆ ICTを駆使した障害者対応への取組を始める映画業界

一方、すでに設備のバリアフリー化やサービスの改善に取り組んでいる業界もある。旅行業界は、早い時期から障害者や高齢者が安心して快適に旅行を楽しめるよう宿泊施設や移動手段に配慮した「ユニバーサルツーリズム」を推進している。クラブツーリズムは、1997年からバリアフリー旅行専門の支店を開設、杖や車いすで移動する人が、ゆっくりしたペースで楽しめる旅を企画している。JTBは海外での対応として、12年からハワイで特定のツアー利用者に限り、車いすでも乗り降りしやすいスロープのついた低床車両を導入している。

また映画業界は、解消法施行を契機に、視聴覚障害の人も映画を楽しめるように、ICTを駆使して音声ガイドや字幕を提供するシステムを順次導入する方針だ。最近では、障害者や高齢者対応は経済効果を生むという見方もある。障害者1人に対応することで、行動を供にする家族などの需要が期待できるからだ。

20年の東京オリンピック・パラリンピックには、世界中から障害者も訪れる。「解消法」施行を契機に、「ユニバーサル・デザイン（UD）先進国」実現に向けた障害者差別解消への取組の加速化が期待される。

【秋元真理子】